

千葉県特定（産業別）最低賃金の改正のお知らせ

千葉県特定最低賃金は、下表のとおり、2業種について金額の改正が行われ、令和2年12月25日から適用されます。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室《電話043（221）2328》までお問い合わせください。

業 種	改正額（時間額）
鉄 鋼 業	995円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	954円

※ 上記以外の業種については、千葉県最低賃金の925円が適用されます。